

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)に関する事務では、事務の一部を外部者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全に期することとする。

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和5年8月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務
②事務の概要	<p>安来市は公営住宅法に基づく公営住宅及び、住宅地区改良法に基づく改良住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による特定公共賃貸住宅の適正かつ効率的な管理・運営のため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>公営住宅、改良住宅の管理に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 家賃の決定(2) 家賃、敷金、割増賃料又は金銭の徴収(3) 家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理、審査及び決定(4) 入居申込みの受理、審査及び承認(5) 同居承認又は入居承継承認申請の受理、審査及び決定(6) 高額所得者等への明渡しの請求(7) 明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査(8) 住宅のあっせん等 <p>特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 住宅の入居申込みの受理、審査及び承認(2) 住宅の明渡し
③システムの名称	(1)市営住宅管理システム (2)総合宛名システム (3)番号連携サーバー(4)住民基本台帳ネットワークシステム (5)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第19項、第35項及び第61の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条及び第46条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第31項、第54項及び第85の2項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条、第28条及び第43条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部建築住宅課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部建築住宅課 島根県安来市伯太町東母里580番地 0854-23-3315

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月20日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月10日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	建築住宅課 青木 章	課長	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒692-8686 鳥根県安来市安来町878番地2 総務部総務課 電話:0854-23-3015	総務部総務課 鳥根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒692-0207 鳥根県安来市伯太町東母里580番地 安来市役所(伯太庁舎) 建設部建築住宅課	建設部建築住宅課 鳥根県安来市伯太町東母里580番地 0854-23-3315	事後	
令和2年6月5日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年6月5日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和3年7月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施する	未定	事後	
令和3年7月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第31項、第54項及び第85の2項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条、第28条及び第43条の4	番号法第19条第8号 別表第二 第31項、第54項及び第85の2項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条、第28条及び第43条の4	事前	
令和5年8月15日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和5年3月31日	事後	
令和5年8月15日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和5年3月31日	事後	